

# 1 地方財政の推進

## (1) 新型コロナウイルス感染症対策に取り組む自治体への支援

【提案・要望先】内閣府・総務省

～提案・要望事項～

- **新型コロナウイルス感染症が地方財政に及ぼす影響を的確に見込み、地方財政計画において、一般財源総額を確保すること。**
- **減収補てん制度の対象外である地方消費税の減収分に係る特例的な財政措置を講じること。**
- **新型コロナウイルス感染症の拡大防止、地方経済の活性化など、新型コロナウイルス感染症への対策が必要な間は、地方創生臨時交付金を継続すること。**

### 【現状と課題】

- 新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響の長期化が懸念されており、国・地方を挙げて全力で感染症対策に取り組んでいく必要がある。
- 全国的に税収が大きく減少する見込みにある中、令和3年度の地方財政計画においては、地方が責任を持って新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策、地方経済の活性化などに取り組むことができるよう、安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すべきである。
- 地方消費税には減収を補てんする制度がないが、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きな減収が生じることが懸念されることから、当該税目の減収に対する財政措置を講じるべきである。

### 【参考】現在の減収補てん制度

当年度の基準財政収入額算定後、税目によっては年度ごとの額の変動が大きく、基準財政収入額で見込んだ額と大きく乖離する場合があります。また、それが地方公共団体の財政運営に著しく影響を与える場合があることを考慮して、算定に用いた額と実績額との差を是正している。

是正方法は①減収補てん債の発行、②普通交付税の精算措置がある。

(対象税目)

区分	対象税目	
	①減収補てん債の発行	②普通交付税の精算措置
市町村分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税割</li> <li>・利子割交付金</li> <li>・法人事業税交付金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税割</li> <li>・利子割交付金</li> <li>・法人事業税交付金</li> <li>・特別とん譲与税</li> <li>・所得割(分離譲渡所得分に限る)</li> </ul>

### 【本件に関する連絡先】

財政局 財政課長 寶子 英司 (TEL:072-228-7471)